

平成 25 年 9 月 17 日

お知らせ

独立行政法人海上災害防止センターの新法人への移行について

さて、当センターは、平成 22 年に政府の行財政改革の一環として行われた独立行政法人を対象とする事業仕分け及びその後の閣議決定において、民営化が決定いたしました。その結果を受け、昨年の通常国会において「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」の改正案が可決・成立し、当センターは平成 25 年 10 月 1 日に解散することとなり、その業務は『指定海上防災機関*』が引き続き実施することになっておりましたところ、この度、この指定海上防災機関として『一般財団法人海上災害防止協会』が指定されました。

※排出油等の防除措置などの海上防災業務を適切かつ確実に行うことができると認められる一般財団法人を、全国に一を限り海上保安庁長官が指定する法人をいう。(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 89 号)により制度化)

これにより当センターは、その保有する資産及び一切の権利義務を指定海上防災機関である『一般財団法人海上災害防止協会』に承継し、同法人が業務を引き継ぐこととなりますが、現在、関係者の皆様方と当センターの間で締結している各種契約(契約防災措置実施者との排出油等防除作業の実施に関する契約、MDSS に関する契約、特定油資機材の保管管理に関する基地契約など)につきましては、平成 25 年 10 月 1 日以降も特段の変更手続きは必要なく、現在の契約をそのまま引継ぎ継続・維持させていただきます。

なお、一般財団法人海上災害防止協会は、平成 25 年 10 月 1 日にその名称を『一般財団法人海上災害防止センター』へ変更する予定であり、当センターは、平成 25 年 10 月 1 日から新たに『一般財団法人海上災害防止センター』としてスタートいたしますが、新センターには、現在の職員及び組織はそのまま承継されるため、今後も現センターと変わることなく体制、能力は維持されますので、ご安心いただけますよう宜しくお願いします。

当センターは、認可法人時代を含め 37 年もの間、皆様のご支援により業務を続けることができました。ここに改めて心より感謝申し上げます。今後とも、今まで同様新センターに対しましても、ご支援いただけますよう宜しくお願いします。

独立行政法人海上災害防止センター